

大井町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、大井町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て健康課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

(42) 子ども・子育て会議委員

別表に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	会長の職にあるもの	日額	8,400
	委員	日額	7,800

●子ども・子育て会議の概要

子ども・子育て支援法（平成27年施行）により、次の事項を協議するため、全国の市町村に設置が求められています。（法72条第1項）

- ・保育園、幼稚園等の利用定員の設定に関すること。
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
- ・市町村の子ども・子育て支援に関する施策の実施状況の審査に関すること。

●子ども・子育て支援事業計画について

・保育園、幼稚園、認定こども園及び子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関して、5年を1期とした計画を定めるよう規定されています。

（法61条第1項）

・現行計画は、令和2年度～令和6年度の5か年について記載した第2期の計画になります。

・今年度は第2期の計画が期間満了となるため、令和7年度～令和11年度の5か年を計画期間とする第3期計画を策定していきます。